

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

【 済生会滋賀県病院 行動計画（第5回） 】

済生会滋賀県病院の職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日 までの 5年間

2. 内 容

目標 1

年次有給休暇の一人あたりの平均取得日数を年間12日以上とする

<前回と同じ場合、その理由（未達成理由等）>

有給での子の看護休暇付与等、有給休暇を使用しなくても休みやすい環境が整ったため、目標の12日を達成できなかった

<状況の分析>

【R6年度実績】 11.6日（医師11.6日、看護部11.2日、医療技術部13.4日、事務部11.6日）

【課題分析】 医療技術部門での取得が多く、その他の部門では、ほぼ同水準の取得となっている

<対策>

R 7年7月～	毎月院内ポータルにて有給休暇取得を周知
R 7年以降、毎年1月	所属長へ個別の取得日数を周知

目標 2

常勤職員の時間外労働について一人あたり平均5%削減に取り組む

<前回と同じ場合、その理由（未達成理由等）>

さらに5%の削減を目指す

<状況の分析>

R 1年度 182.68時間/人

R 6年度 125.25時間/人 30%削減

職員の増加と働き方改革により1人あたりの時間外労働は大幅に削減した

<対策>

R7年7月～	所属別に時間外労働を把握。時間外労働が多い部署については業務改善等を検討し時間外の削減に取り組む
R 8年4月～	医療技術部の宿日直を勤務に変更

目標 3

就学前の子を持つ職員に対する勤務時間の選択肢を増やす

<前回と同じ場合、その理由（未達成理由等）>

<状況の分析>

3歳までの時短勤務者については、3種類の勤務時間より選択可能としているが、3歳から就学前までの子を持つ職員に対して、選択肢を設けていない

<対策>

R 7年10月	3歳から就学前の子を持つ職員に対して、勤務時間の選択肢を増やす